

# **(株) 農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) について**

---

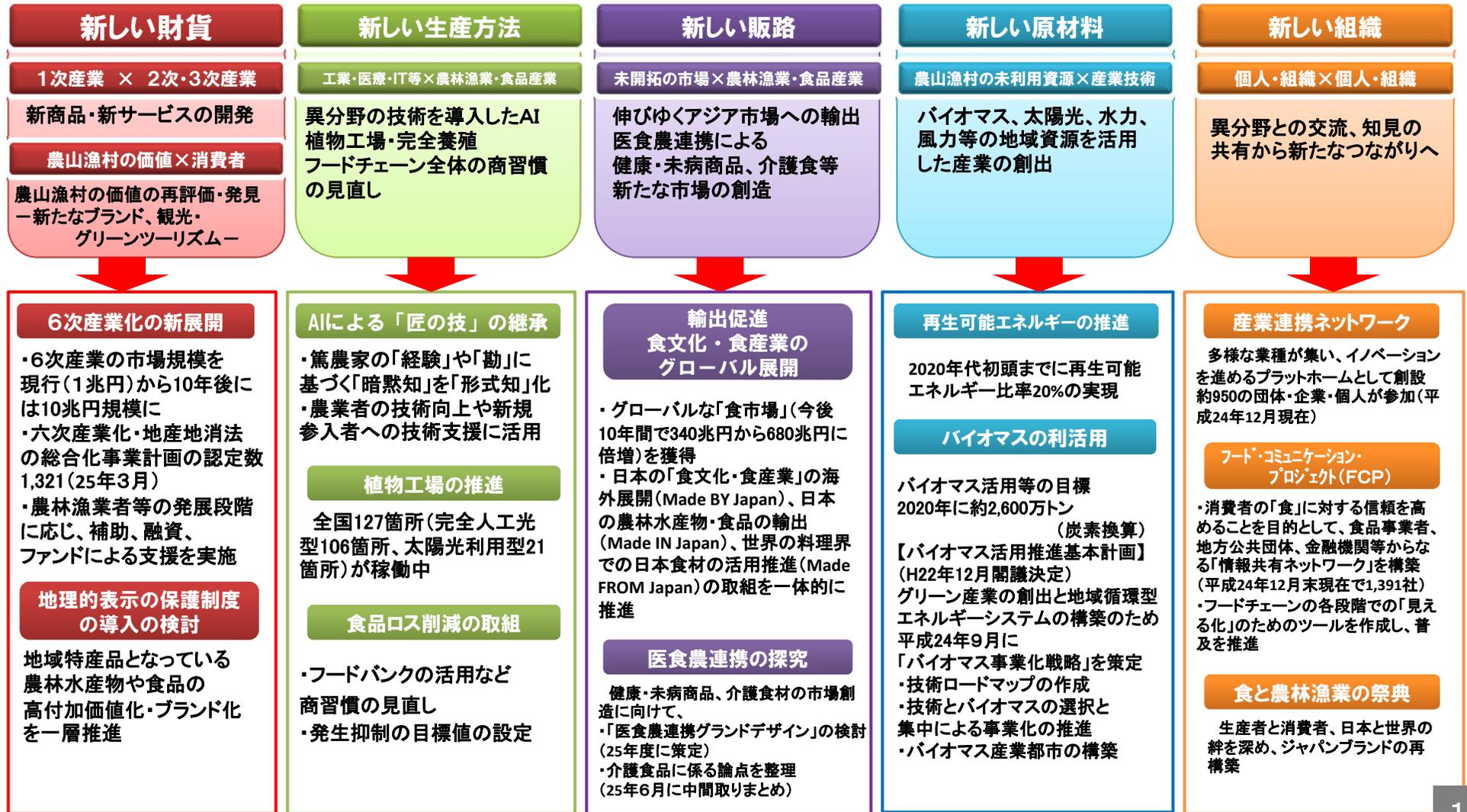
平成25年5月  
農林水産省食料産業局

# 農林漁業の成長産業化のための新たな取組

## <共通の政策シーズの創設>

- ・国と民間の共同出資によって、(株)農林漁業成長産業化支援機構を設立し、農林漁業成長産業化ファンドを造成
- ・これまでの取組では形成困難であった異業種との強力な結びつきを、ファンドによる戦略的連携により実現

## 5 つ の 新 結 合





# 農林漁業成長産業化ファンドと一般的なファンドとの違い

- 法の趣旨に基づき、農林漁業者の所得確保、農山漁村における雇用創出等を目的としているため、一般的なファンドとは目的や出資対象、出資回収の考え方等が大きく異なる。

	農林漁業成長産業化ファンド	【参考】一般的なファンド
性格・目的	育成型ファンド (投資先の事業継続・成長による農林漁業者の所得確保・農山漁村の雇用創出等に重点)	投資先会社の価値を高めた後に売却することで収益を確保
出資対象	六次産業化・地産地消費に基づく認定を受けた6次産業化事業体(農林漁業者と2次・3次事業会社の出資により設立される合併事業体)	投資利回りの高い事業を行う事業体
出資期間	最長15年 (6次産業化先行事例をもとに設定)	3年～5年程度
出資回収	地域の会社となるよう、事業体による自社株の買取、農林漁業者による株式の買取が中心	株式公開が中心
GPの特徴	農林漁業者と2次・3次事業会社とのマッチングを行うため、金融・投資面に加え、農林漁業にも知見を有するGPをA-FIVEが育成	高い投資利回りを目指し、金融・投資面の知見を有するGPを配置

# 農林漁業成長産業化ファンドの運営①(審査体制)

- (株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の事務局による専門的な立場からの3段階審査、農林漁業成長産業化委員会による中立的な立場からの収益性及び政策性の審査、農林水産省による支援基準への適合性の確認により、出資等の適正性を確保。
- 出資に馴染まない案件については、他の6次産業化施策の活用に向けて農林水産省とA-FIVEが連携。

## 審査の流れ

### 事務局(投融資本部)

農林漁業、金融、企業経営等に知見を有する者(投資会社、銀行等の金融機関、事業会社等の出身者)

### 農林漁業成長産業化委員会

投融資経験のある幹部、農業、林業、漁業、食品産業の各団体の代表(月1回開催)

## 審査要件

### 《三段階での審査を実施》

- ◆法令の要件適合
- ◆事業の採算・実現性
- ◆資金調達の妥当性

#### ○サブファンド運営会社

- ① 体制(経営基盤、投資実績等)
- ② 投資方針(投資対象、経営支援等)

#### ○6次産業化事業体

- ① 出資構成(出資者の決算書、経営内容等)
- ② 事業相関図(バリューチェーン図)
- ③ 事業計画(P/L、B/S)
- ④ 投資・調達計画
- ⑤ 人材(経営陣、スタッフ等)
- ⑥ エグジット戦略

### 機構法及び支援基準(A-FIVEが従うべき基準)への適合性を含め、政策性、収益性を審査

- ① 農林漁業者の主導性の確保
- ② 地域の農林漁業の健全な発展
- ③ 農林漁業者の所得の確保、農山漁村における雇用機会の創出、農山漁村の活性化
- ④ 農林漁業者その他の関係者の意向の尊重

※ サブファンドへの出資及び直接出資の決定に際しては、農林漁業者等からの意見聴取を実施

農林水産大臣による農林漁業者等からの意見聴取、認可

出資等の決定

(出資案件はHPで公開)

出資に馴染まない案件については、他の6次産業化施策の活用に向けて農林水産省とA-FIVEが連携

# 農林漁業成長産業化ファンドの運営②(行政機関の関与)

- A-FIVEの組織運営及び支援決定に当たっては、農林水産大臣の認可等の手続が必要。
- 加えて、農林水産大臣は、毎年の業務実績評価等により、A-FIVEの適正な運営を確保。

予算、役員等

農林水産大臣の認可

支援基準

《A-FIVEが従うべき基準として農林水産大臣が策定》

支援対象事業  
の要件

多様な地域資源の活用、産業分野の連携  
新たな市場の開拓、農山漁村の活性化等への貢献

支援内容の要件

中長期的な観点からの支援、長期収益性の確保、事業収益とリスクの適切な共有  
農林漁業者等の意向の尊重、運用の透明性確保  
農林漁業の付加価値向上や地域活性化等関係施策との連携  
東日本大震災からの復興への配慮

農林漁業者の  
主導性確保

機構やサブファンドは農林漁業者の主導性確保に留意  
経営支援に当たって農林漁業者の意向を把握、出資回収などで配慮  
事業活動の成長発展の観点から議決権の行使に当たって配慮

出資手法に  
関する事項

サブファンドに対するA-FIVEの出資は2分の1以下、サブファンドの事業者の議決権は2分の1以下  
支援基準に則した活動と監督  
A-FIVEによる定期的な報告徴収、指導勧告

意見聴取

農林水産大臣は、サブファンドへの出資及び直接出資の支援決定については、農林漁業者等からの意見聴取を実施するとともに、支援基準への適合性を審査して認可

業務実績評価

農林水産大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について評価し、これを公表

報告徴収等

農林水産大臣は、必要があると認めるときは、機構及びサブファンドに対して、業務の状況に関する報告徴収、立入検査を実施

# 農林漁業成長産業化ファンドの運営③（民間の資金、ノウハウを活用）

- 農林漁業成長産業化ファンドは、民間出資の呼び水となるとともに、民間の資金を活用したリスクとリターンを共有する仕組みにより、民業圧迫や官民の利益相反を回避。
- また、サブファンド、6次産業化プランナーが民間のノウハウを生かした経営支援等を実施することにより、収益確保及び損失の未然防止の仕組みを内在化。

## 民間資金を活用した出資

- ①サブファンドの組成  
地域に根ざした金融機関等とA-FIVEの共同出資によるサブファンドの組成
- ②6次産業化事業体の組成  
農林漁業者、6次産業化パートナー企業、サブファンドの共同出資による6次産業化事業体の組成
- ③レバレッジの活用  
25%の官出資分が呼び水となり75%の民間出資や融資を誘発

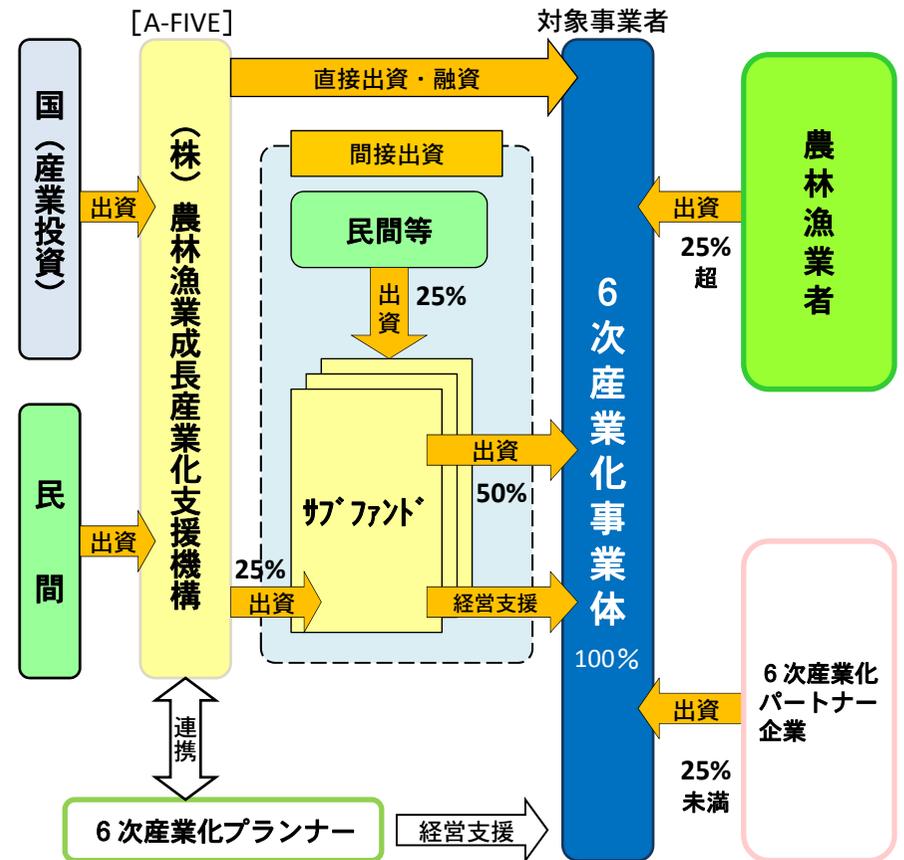
民間とリスクとリターンを共有する仕組みにより、民業圧迫や官民の利益相反を回避

## 民間のノウハウを活用した経営支援

- ①サブファンドによる経営支援  
事業の成長・発展に向けた企業経営等の知見を有する者による中長期的な助言・指導
- ②6次産業化プランナーによる経営支援  
事業体の個別の課題解決に向けた専門家による助言・指導
- ③個々の事業の進捗管理  
A-FIVE及びサブファンドが事業の進捗状況を定期的に評価し、助言・指導を実施

民間の知見による経営支援により収益確保、損失の未然防止

## 農林漁業成長産業化ファンドのスキーム



○A-FIVEは、20年間の時限組織

○サブファンドの出資期間は、最長15年間

## 《参考①》株式会社農林漁業成長産業化支援機構の概要

商号	株式会社 農林漁業成長産業化支援機構
英名	Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan (A-FIVE)
取締役会長	堀 紘一
代表取締役社長	大多和 巖
主たる事務所	東京都千代田区大手町1-5-1(大手町ファーストスクエアWEST 20F) 電話:03-5220-5885(代表) <a href="http://www.a-five-j.co.jp">http://www.a-five-j.co.jp</a>
開業日	平成25年2月1日
根拠法	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法
設立時 資本金	32億円(政府出資16億円、民間出資16億円)
発起人企業	カゴメ株式会社、農林中央金庫、ハウス食品株式会社、 味の素株式会社、キッコーマン株式会社、 キューピー株式会社、日清製粉株式会社

# 《参考②》サブファンドの状況について

H25.4.1 現在

<A-FIVE: 3/25出資決定>  
18サブファンド  
総額460.2億円  
(うちA-FIVE分230.1億円)

## 1. 地域ファンド



## 2. 県域に限られないファンド

みずほコーポレート銀行  
総額100億円

以下の4行と連携予定  
荘内銀行、北都銀行、  
みちのく銀行、東北銀行

JAグループ  
総額100億円

## 3. テーマファンド

エー・ピーカンパニー  
総額10億円

ぐるなび  
総額10億円

主な出資金融機関等  
ファンド総額(機構出資分含む)